岐 阜 県 公 報

(金曜日) 発行

毎週

平成二十六年一月二十一日

平成二十六年一月二十一日

第

二 千

五

百

+

四

号

目

次

土岐都市計画の変更案の縦覧 大規模小売店舗の新設の届出に関する件

あっせん員候補者の氏名、職業等

示

公

都 商 業 流 通 課)

政 員会) 策 課 四四

**労** 

市

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

公

示

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模** 

通課において縦覧に供する。 なお、その届出書等は平成二十六年一月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流

提出することができる。

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

平成二十六年一月二十一日

=

平成二十六年一月十日

届出年月日

Ξ

建物の名称及び所在地

株式会社クスリのアオキ 届出者の氏名又は名称

> 岐阜県知事 古 田

一、三八六平方メートル

五

平成二十六年八月二十八日

四

大規模小売店舗の新設日

各務原市蘇原東島町三丁目五五番

外

(仮称) クスリのアオキ東島店

六

駐車場の収容台数

七、九三九平方メートル

五

店舗面積

平成二十六年九月十一日 大規模小売店舗の新設日

四

瑞穂市穂積字タリ三一一〇番一及び字向野三四七四番

岐

届出者の氏名又は名称 平成二十六年一月十日

株式会社カーマ 上新電機株式会社

届出年月日

Ξ

建物の名称及び所在地

(仮称) 瑞穂ショッピングセンター

#### 七 六 駐車場の収容台数

## 荷さばき施設の面積

|四平方メートル

# 大規模小売店舗の新設の届出に関する件

通課において縦覧に供する。 小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成二十六年一月二十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模** 

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を 提出することができる。 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

平成二十六年一月二十一日

岐阜県知事 古

田

岐阜県知事 古

田

都市計画の種類及び名称

土岐都市計画道路

三・四・一号 土岐市停車場線

三・五・六号 久尻河合線

三・五・七号 高山下肥田線

都市計画を定める土地の区域 都市計画図書において表示する区域

=

都市計画案の縦覧場所

Ξ

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十六年一月二十一日から

五

記載すること。

注意事項 **意見書には、氏名及び住所 (法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地) を** 年二月四日まで

存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が

### 七 荷さばき施設の面積

三一三平方メートル

土岐都市計画の変更案の縦瞥

規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

ることができる。 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出す を公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十一日

筒井

和浩

**局長 岐阜県労働委員会委員日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務** 

同

栗本

理花

**局長 岐阜県労働委員会委員日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務** 

同

高田

勝之

JAM東海執行委員長

岐阜県労働委員会

同

委員

舟口

憲雄

岐阜県労働委員会委員日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長

同

大野

正博

**員** 朝日大学法学部教授

岐阜県労働委員会委

同

熊田

正秋

岐阜県労働委員会委員一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事

同

濱口

員会委員

UAゼンセン岐阜県支部長

岐阜県労働委

同

三井

栄

岐阜大学地域科学部准教授 岐阜県労働委

同

員会委員

平野

弁護士 弁護士

秋保

氏

名

現

職

等

委

年 月 日

平成二五・一二・二四

浅井

直美 博史

弁護士

岐阜県労働委員会委員 岐阜県労働委員会委員 岐阜県労働委員会委員

同 同 いても記載すること。

### あっせん員候補者の氏名、 職業等

により、あっせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。 労働委員会規則 (昭和二十四年中央労働委員会規則第一号) 第六十八条第一項の規定

平成二十六年一月二十一日

# 岐阜

会長	<b>卡県労働系</b>
秋	安員会
保	
賢	
_	
'	

宮田 市橋 高本 芳朗 柳原 幸一 佛 长 长 安						
敏 正 芳 保 幸   光 樹 朗 子 一 勇						
	宮田	市橋	高 <b>本</b>	吉村	柳原	伊藤
阜岐 員岐 株 岐株 会株 働屿県阜 会阜 岐式 阜式 委式	敏 光	正樹	芳 朗	保子	幸	勇
学院の表面のでは、100mmのでは、1	阜県労働委員会委員岐阜県労働委員会事務局審査調整課長岐	員会委員員会事務局長、岐阜県労働委	岐阜県労働委員会委員株式会社旭エージェンシー代表取締役社長	岐阜県労働委員会委員株式会社恵那金属製作所代表取締役社長	会委員 株式会社鵜飼代表取締役 岐阜県労働委員	<b>働委員会委員</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
平	平成二・一一・一〇	平成二三・九・一三	同	同	同	同

平成二十六年一月二十一日発行

発 発 行 行 所 者

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐 阜 文 芸 社